

令和6年1月26日

(追加資料)

「〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ」-における「勤勉手当に関する条文(案)」について

第1 地方自治法の一部改正に伴う会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について

国家公務員の非常勤職員においては、令和3年度までの間に、対象となる職員に勤勉手当が支給されていることから、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が公布されました（令和5年5月8日付総行行第191号・総行給第23号総務大臣通知参照）。

また、令和5年6月9日付総行給第29号・総行女第12号総務省自治行政局公務員部長通知「地方自治法の一部を改正する法律（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係）の運用について（通知）」において、フルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員について、令和6年度から対象となる職員に勤勉手当を支給すべきものとされています（フルタイム会計年度任用職員についてはマニュアルを改正）。

なお、この通知では、勤勉手当の支給に当たっての期間率や成績率の取扱い等具体的な支給方法については、常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえて定める必要があること、成績率については、人事評価の結果を適切に反映する必要があること等の留意点も記載されています。

本資料をご使用する前に改めて各通知・改正されたマニュアルの内容についてもご確認ください。

●条例案文●

●ご確認ください●

以下の条例案は、令和元年10月改訂「〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ」をもとに、会計年度任用職員に対して、期末手当と同様に勤勉手当を支給することとした場合の条例案です。

当室が総務省の通知・マニュアル等の各種参考資料をもとに作成したのですが、本資料の使用に当たっては、勤勉手当に係る各自治体の給与条例その他の関係条例との整合性について十分ご検討ください。

また、皆様から頂きましたご意見をもとに内容を更新する場合があります。

第2 〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ第2条の改正について

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員にも勤勉手当を支給することができるため、旧条例のイメージ第2条において「勤勉手当」を加えます。

●条文案

新イメージ	旧イメージ
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第 22 条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2 給与は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第 22 条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬及び期末手当をいう。</p> <p>2 給与は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。</p>

第3 ○○町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージにおけるフルタイム会計年度任用職員に係る勤勉手当の条項の追加について

旧条例のイメージ第14条（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）の後に「フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当」に係る条文を追加します（案では、条の繰り下げを避けるため、枝番号を使用しています）。

●フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当・条文案

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第14条の2

給与条例第18条¹の規定は、任期の定めが6月以上²のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定³については、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

★【参考】条例のイメージ(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第14条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項及び第24条において同じ。）の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合

¹ 引用する給与条例の規定は各自治体により異なる場合がありますが、参考例として8頁をご参照ください。

² 改正されたマニュアルのII各論3(1)イ・フルタイム会計年度任用職員(ii)○期末手当・勤勉手当の箇所をご参照ください。相当長期とは6か月以上を基本とされています。

³ 期末手当に係る任期の通算規定（第2項及び第3項）を準用する想定です（参考の「条例イメージ・フルタイム会計年度任用職員の期末手当」を参照）。

計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第4 ○○町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージにおけるパートタイム会計年度任用職員に係る勤勉手当の条項の追加について

旧条例のイメージ第24条(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)の後に「パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当」に係る条文を追加します。なお、パートタイム会計年度任用職員の場合、給料ではなく報酬であるため、必要な読み替えを行います。(案では、条の繰り下げを避けるため、枝番号を使用しています。)

●パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当・条文案(給与条例第18条第3項のみ読み替え規定を置く場合)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第24条の2

給与条例第18条⁴の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町(村)長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、同条第3項中⁵「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町(村)長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

●条例のイメージ作成に当たっての解説

会計年度任用職員の勤勉手当を支給する規定についても、基本的に期末手当と同様、給与条例を準用する条文を置くこととなりますが、フルタイム会計年度任用職員と異なり、パートタイム会計年度任用職員に支給されるのは「報酬」になりますので、読み替えが必要となります。

⁴ 給与条例の引用は各自治体の勤勉手当の規定の定め方によります。

⁵ 18条2項1号についても読み替えることも考えられます。

具体的な読み替え規定の条文を置くかどうかは、必要に応じて置くこととされています（この点については、「分かりやすい法律・条例の書き方【改訂版】」磯崎陽輔著・ぎょうせい104頁。なお、同書106頁では、「準用とは類似の対象に対してある規定を類推して当てはめさせる法技術であるから、修正して当てはめることが自明な箇所については読替規定を置く必要がなく・・・」とされています。）。

給与条例第18条第3項の読み替え規定は条文案のとおりですが、同条第2項第1号についても読み替える場合は、同号の

「当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100⁶を乗じて得た額の総額」の緑色部分を「当該パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の基礎額」にすることが考えられます（パートタイム会計年度任用職員は扶養手当が支給されませんので、上記の黄色マーカー部分のとおり、単に勤勉手当の基礎額と読み替えることとなります。）。

また、給与条例第18条第3項「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額⁷」の部分については、以下のような読み替えが考えられます。

【月額報酬の場合】

(例) それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）現在においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町（村）長が規則で定める額を除く）の月額

【日額又は時間額報酬の場合。前頁の条文例参照】

(例) それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町（村）長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額
※本資料中の「報酬」には、地域手当相当分も含まれると考えます。

⁶ 自治体により率は異なります。

⁷ 勤勉手当の基礎額には扶養手当は含まれません。

なお、給与条例第18条第2項第1号及び同条第3項の両方の規定を読み替えた場合の条文案については、以下のようになります。

●パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当・条文案(給与条例第18条第2項第1号及び第3項に読み替え規定を置く場合)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第24条の2

給与条例第18条⁸の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町(村)長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは、「当該パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の基礎額」と、第3項中⁹「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町(村)長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

★【参考】条例のイメージ(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町(村)長が規則で定めるものを除く。以下この条¹⁰において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又

⁸ 給与条例の引用は各自治体の勤勉手当の規定の定め方によりますが、イメージでは、準用元となる給与条例の規定が期末手当の条例を準用しているため、このような規定になっています。

⁹ 18条2項1号についても読み替えることも考えられます。

¹⁰ 24条の2でも使用するため、以下この条及び次条において同じ、とすることも考えられます。

は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町(村)長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

第5 その他

一部改正条例における施行日については、「この条例は、令和6年4月1日から施行する。」等とします。

なお、期末手当の基礎額、期別支給割合及び在職期間別割合の取扱い、勤勉手当の基礎額、期間率及び成績率の取扱い等具体的な支給方法については、常勤職員の取扱いとの権衡等を踏まえて定める必要があり、勤勉手当の支給に当たっては、人事評価の結果を適切に成績率に反映する必要があることとされています(改正されたマニュアルのⅡ各論3(1)イ・フルタイム会計年度任用職員(ii)○期末手当・勤勉手当の箇所(3頁))。

人事評価については、改正されたマニュアルの質疑において以下のように記載されています。

- 会計年度任用職員に勤勉手当を支給する際には、常勤の職員と同様、直近の人事評価結果を適切に反映するため、評価期間を2回に設定し、その結果を年2回の勤勉手当の成績率に反映する必要がある(問12-3・回答参照)。
- 勤勉手当の支給については、令和6年度から可能となるが、「勤務期間」については、令和5年度から通算する取扱いとすることが適当と考えられる(問14-4・回答参照)。
- 人事評価の結果を活用せずに勤勉手当を支給している状態は、地方公務員法の趣旨に反するものであると考えられる(問14-9・回答参照)。

◆【参考】条例のイメージにおいて準用している給与条例・全国町村会「〇〇町(村)職員の給与に関する条例」p10 第 18 条(勤勉手当)の(略)に相当する規定(標準的に考えられる規定として掲載しています。)

(勤勉手当)

第 18 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この項から第 3 項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 100¹¹ を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 47.5 を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第 17 第 5 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 5 項中「前項」とあるのは「第 18 第 3 項」と読み替えるものとする。

5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 17 条の 2 中「前条第 1 項」とあるのは「第 18 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日(第 18 条第 1 項に

¹¹ 自治体により率は異なります。

規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第18条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

参考：地方自治法

●改正前の地方自治法第203条の2

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員¹²に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

●改正後の地方自治法第203条の2

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

¹² 一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの